（その１）

収支報告書

令和7年分
（　　開催分）

（ふりがな）　こうめいとうしゅうぎいんひれいくみなみかんとうだいにそうしぶ

1 政治団体の名称　公明党衆議院比例区南関東第２総支部

2 主たる事務所の所在地　千葉県船橋市湊町１－７－４
湊町金子店舗B

3 代表者の氏名　（姓）角田　（名）秀穂

4 会計責任者の氏名　（姓）鈴木　（名）隆

事務担当者の氏名
（姓）鈴木　（名）隆
（電話）03-3508-7052
（電話）
（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）　（名）

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名等	（姓）角田　（名）秀穂
公職の種類等（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名等（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類等（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名等（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類等（現職・候補者の別）	

千葉県選挙管理委員会 -8.3.12 受付

受付 8.4.30 収支公開室 第　号

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

001080

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	10,369,298
（前年からの繰越額）	3,009,282
（本年の収入額）	7,360,016
支　出　総　額	8,409,966
翌年への繰越額	1,959,332

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	0	

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
1	公明党	3,078,000	R7/1/31	東京都新宿区南元町17	
2	公明党	409,005	R7/2/4	東京都新宿区南元町17	
3	公明党	3,078,000	R7/8/1	東京都新宿区南元町17	
4	公明党	409,714	R7/8/5	東京都新宿区南元町17	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	この頁の小計	6,974,719			
	合計	6,974,719			

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1	金銭以外のものによる寄附	380,000	令和7年12月26日 角田秀穂後援会（事務所無償提供分）
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	380,000	
	1件10万円未満のもの	5,297	
	合　　計	385,297	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	68,924	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	3,731,468	0	
小計	3,800,392	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	1,229,574	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	3,380,000	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	4,609,574	0	
合計	8,409,966		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	68,924				
	合計	68,924				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	収支報告書監査費用	126,102	R7/7/4	山越伸二	東京都国分寺市北町1-18-16-104	
2	所得税	14,339	R7/12/16	船橋税務署	千葉県船橋市東船橋5-7-7	
3	NTT通信料	11,938	R7/1/6	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
4	NTT通信料	11,938	R7/1/31	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
5	NTT通信料	11,938	R7/2/28	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
6	NTT通信料	11,938	R7/3/31	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
7	NTT通信料	11,938	R7/4/30	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
8	NTT通信料	11,938	R7/6/2	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
9	NTT通信料	11,938	R7/6/30	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
10	NTT通信料	11,938	R7/7/31	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
11	NTT通信料	11,939	R7/9/1	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
12	NTT通信料	11,939	R7/9/30	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
13	NTT通信料	11,939	R7/10/31	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
14	NTT通信料	11,939	R7/12/1	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
15	駐車場　1月分	14,410	R7/1/6	スターツアメニティー株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1-14F	
	この頁の小計	298,111				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
16	駐車場　2月分	14,410	R7/2/3	スターツアメニティー株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1-14F	
17	駐車場　3月分	14,410	R7/3/3	スターツアメニティー株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1-14F	
18	駐車場　4月分	14,410	R7/4/1	スターツアメニティー株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1-14F	
19	駐車場　更新料	14,410	R7/4/21	スターツアメニティー株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1-14F	
20	駐車場　5月分	14,410	R7/5/1	スターツアメニティー株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1-14F	
21	駐車場　6月分	14,410	R7/6/2	スターツアメニティー株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1-14F	
22	駐車場　7月分	14,410	R7/7/1	スターツアメニティー株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1-14F	
23	駐車場　8月分	14,410	R7/8/1	スターツアメニティー株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1-14F	
24	駐車場　9月分	14,410	R7/9/1	スターツアメニティー株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1-14F	
25	駐車場　10月分	14,410	R7/10/1	スターツアメニティー株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1-14F	
26	駐車場　11月分	14,410	R7/11/4	スターツアメニティー株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1-14F	
27	駐車場　12月分	14,410	R7/12/1	スターツアメニティー株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1-14F	
28	車保険料	11,300	R7/1/27	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	
29	車保険料	11,300	R7/2/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	
30	車保険料	11,300	R7/3/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	
	この頁の小計	206,820				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		４．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
31	車保険料	11,300	R7/4/28	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	
32	車保険料	11,300	R7/5/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	
33	車保険料	11,300	R7/6/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	
34	車保険料	11,300	R7/7/28	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	
35	車保険料	11,300	R7/8/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	
36	車保険料	11,300	R7/9/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	
37	車保険料	11,300	R7/10/27	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	
38	車保険料	11,300	R7/11/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	
39	車保険料	11,300	R7/12/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	
40	車リース代	116,600	R7/1/27	株式会社エース・オートリース	東京都品川区西五反田4-32-1　東京日産西五反田ビル4F	
41	車リース代	116,600	R7/2/27	株式会社エース・オートリース	東京都品川区西五反田4-32-1　東京日産西五反田ビル4F	
42	車リース代	116,600	R7/3/27	株式会社エース・オートリース	東京都品川区西五反田4-32-1　東京日産西五反田ビル4F	
43	車リース代	116,600	R7/4/28	株式会社エース・オートリース	東京都品川区西五反田4-32-1　東京日産西五反田ビル4F	
44	車リース代	116,600	R7/5/27	株式会社エース・オートリース	東京都品川区西五反田4-32-1　東京日産西五反田ビル4F	
45	車リース代	116,600	R7/6/27	株式会社エース・オートリース	東京都品川区西五反田4-32-1　東京日産西五反田ビル4F	
	この頁の小計	801,300				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		４．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
46	車リース代	116,600	R7/7/28	株式会社エース・オートリース	東京都品川区西五反田4-32-1　東京日産西五反田ビル4F	
47	車リース代	116,600	R7/8/27	株式会社エース・オートリース	東京都品川区西五反田4-32-1　東京日産西五反田ビル4F	
48	車リース代	116,600	R7/9/29	株式会社エース・オートリース	東京都品川区西五反田4-32-1　東京日産西五反田ビル4F	
49	車リース代	116,600	R7/10/27	株式会社エース・オートリース	東京都品川区西五反田4-32-1　東京日産西五反田ビル4F	
50	車リース代	116,600	R7/11/27	株式会社エース・オートリース	東京都品川区西五反田4-32-1　東京日産西五反田ビル4F	
51	車リース代	116,600	R7/12/29	株式会社エース・オートリース	東京都品川区西五反田4-32-1　東京日産西五反田ビル4F	
52	事務所賃料　2月分	130,801	R7/1/27	金子瑞枝	千葉県船橋市本町3-28-12	
53	事務所賃料　3月分	130,801	R7/2/25	金子瑞枝	千葉県船橋市本町3-28-12	
54	事務所賃料　4月分	130,801	R7/3/25	金子瑞枝	千葉県船橋市本町3-28-12	
55	事務所賃料　5月分	130,801	R7/4/23	金子瑞枝	千葉県船橋市本町3-28-12	
56	事務所賃料　6月分	130,801	R7/5/21	金子瑞枝	千葉県船橋市本町3-28-12	
57	事務所賃料　7月分	130,801	R7/6/24	金子瑞枝	千葉県船橋市本町3-28-12	
58	事務所賃料　8月分	130,801	R7/7/29	金子瑞枝	千葉県船橋市本町3-28-12	
59	事務所賃貸契約更新料	113,740	R7/8/20	株式会社金子ハウジング	千葉県船橋市本町6-7-2	
60	事務所賃料　9月分	130,801	R7/8/25	金子瑞枝	千葉県船橋市本町3-28-12	
	この頁の小計	1,859,748				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
61	事務所賃料　10月分	130,801	R7/9/26	金子瑞枝	千葉県船橋市本町3-28-12	
62	事務所賃料　11月分	130,801	R7/10/27	金子瑞枝	千葉県船橋市本町3-28-12	
63	事務所賃料　12月分	130,801	R7/11/25	金子瑞枝	千葉県船橋市本町3-28-12	
64	事務所賃料　R8.1月分	130,801	R7/12/22	金子瑞枝	千葉県船橋市本町3-28-12	
65						
	この頁の小計	523,204				
	その他の支出	42,285				
	合計	3,731,468				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	80,420				
	合計	80,420				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					ETC、ガソリン、洗車代	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	ETC、ガソリン、洗車代	119,776	R7/1/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14 両国シティコア18F	
2	ETC、ガソリン、洗車代	120,595	R7/2/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14 両国シティコア18F	
3	ETC、ガソリン、洗車代	67,575	R7/3/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14 両国シティコア18F	
4	ETC、ガソリン、洗車代	91,065	R7/4/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14 両国シティコア18F	
5	ETC、ガソリン、洗車代	101,511	R7/5/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14 両国シティコア18F	
6	ETC、ガソリン、洗車代	106,192	R7/6/9	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14 両国シティコア18F	
7	ETC、ガソリン、洗車代	117,651	R7/7/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14 両国シティコア18F	
8	ETC、ガソリン、洗車代	98,754	R7/8/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14 両国シティコア18F	
9	ETC、ガソリン、洗車代	110,982	R7/9/8	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14 両国シティコア18F	
10	ETC、ガソリン、洗車代	81,405	R7/10/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14 両国シティコア18F	
11	ETC、ガソリン、洗車代	55,806	R7/11/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14 両国シティコア18F	
12	ETC、ガソリン、洗車代	77,842	R7/12/8	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14 両国シティコア18F	
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,149,154				
	その他の支出	0				
	合計	1,149,154				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄附	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	寄附	500,000	R7/9/26	角田秀穂後援会	千葉県船橋市湊町1-7-4	
2	寄附	500,000	R7/10/2	角田秀穂後援会	千葉県船橋市湊町1-7-4	
3	寄附	2,000,000	R7/12/17	角田秀穂後援会	千葉県船橋市湊町1-7-4	
4	金銭以外のものによる寄附	380,000	R7/12/26	角田秀穂後援会	千葉県船橋市湊町1-7-4	事務所無償提供分
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	3,380,000				
	その他の支出	0				
	合計	3,380,000				

（その17）

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　1月　16日

政治団体の名称　公明党衆議院比例区南関東第２総支部

会計責任者の氏名　鈴木　　隆

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和８年１月１６日

公明党衆議院比例区南関東第２総支部
代表　角田　秀穂　殿

登録政治資金監査人　山越伸二

登　録　番　号　第　１２６２　号
研修修了年月日　平成２１年４月２１日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、公明党衆議院比例区南関東第２総支部の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、公明党衆議院比例区南関東第２総支部の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

公明党衆議院比例区南関東第２総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、公明党衆議院比例区南関東第２総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上